

電力需給契約書（案）

東大阪都市清掃施設組合（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、令和8年度 東大阪都市清掃施設組合で使用する電力調達に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別添の仕様書に基づき業務を行い、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約電力）

第2条 契約電力は次のとおりとする。

常用電力	2, 500 kW
予備電力	2, 500 kW
自家発補給電力	900 kW

（契約単価）

第3条 契約単価は次のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含む。

料 金		単 価	
常用電力	基本料金	円	銭／kW
	電力量料金	円	銭／kWh
自家発 補給電力	基本料金	円	銭／kW
	電力量料金	円	銭／kWh
予備電力	基本料金	円	銭／kW

（供給場所）

第4条 供給場所は東大阪都市清掃施設組合 大阪府東大阪市水走4丁目6番25号とする。

（調達及び契約期間）

第5条 調達期間は令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までとし、契約期間は契約締結日から調達期間満了日までとする。

（権利譲渡義務の禁止）

第6条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第3者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（機密を守る義務）

第7条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項及び、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第5条に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合は、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第8条 発注者の使用電力量は、仕様書の予定使用電力量に掲げる予定使用量を量の多少を問わず上回り、また下回ることができる。

(使用電力量の計量)

第9条 受注者は毎月の使用電力量の計量方法及び確認方法を予め発注者と協議し、毎月の使用電力量を計量し、その結果を発注者にすみやかに通知しなければならない。また、発注者が自家発補給電力を使用した場合は、常用電力での使用電力量および自家発補給電力での使用電力量を区分して通知しなければならない。

2 電力料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(代金の支払等)

第10条 受注者は、月毎に次に掲げる金額（以下「代金」という。）を計量期間の翌月に、発注者に対し、適法な請求書により請求するものとする。なお、算定方法は仕様書の別紙5（電気料金算定について）のとおりとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求書を受理したときは、請求書受理の翌日から起算して30日目（以下「支払期日」という。）までに受注者に代金を支払うものとする。ただし、支払期日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日を翌日とする。また、翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。
- 3 発注者は、前項に規定する支払期日までに代金を支払うことができなかつたことによる延滞利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき支払うものとする。

(契約の保証)

第11条 受注者は、契約締結後10日以内に、契約単価に予定電力量等を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証契約を締結したときは契約保証金を免除とする。

- 2 契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。
- 3 契約保証金には利子は付さない。
- 4 債務不履行及び第12条による契約の解除が行われた場合、契約保証金は、第16条第2項に定める発注者に生ずる損害の賠償に充当する。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、必要があるときは受注者と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 発注者は、受注者が正当な理由無く次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。
 - (2) 契約履行の着手を遅延したとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正な行為があつたとき。
 - (4) 監督官庁から営業許可等の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) この電力受給の承継について、発注者が承認しかねるとき。
 - (6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- 3 前項の規定は、受注者の責任による事由により履行不能となった場合について、これを準用する。

(受注者の契約解除権)

- 第13条 受注者は発注者が契約を履行しないとき、全部又は一部の契約解除を請求することができるものとする。
- 2 受注者は、発注者が正当な理由無く次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 本契約における電力受給を行い得ないと認められるとき。
 - (2) この電力需給の承継について、受注者が承認しかねるとき。
 - (3) 前各号のほか発注者がこの契約に違反し、受注者がその是正を求めるも、発注者が直ちにその是正のための措置を講じようとしないとき。

(談合その他の不正行為に対する措置)

- 第14条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約は支払金額とする。）の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契

約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) その他、受注者が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となつたとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 3 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（暴力団等の排除に伴う契約の解除）

第15条 発注者はこの契約の履行期間中において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 発注者が前項により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注

者にその賠償を請求することができる。

(損害賠償)

- 第16条 発注者又は受注者は、この需給電力の供給に伴い相手方若しくは一般電気事業者及び第三者に対し、損害を生じせしめた場合は、その原因者が賠償の責を負うものとする。
- 2 第12条の規定に基づき、この契約を解除する場合、受注者は発注者に対し、解約により生じた発注者の損害を賠償するものとする。
 - 3 第13条の規定に基づき、この契約を解除する場合、発注者は受注者に対し、解約により生じた受注者の損害を賠償するものとする。

(契約の変更)

- 第17条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要になったときは、発注者受注者協議の上、変更することができる。

(疑義等の決定)

- 第18条 この契約書に定めのない事項は、一般送配電事業者の定める供給条件によるものとし、当該供給条件等に定めのないとき又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上定め、協議がととのわないときは、発注者の認定するところによる。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(発注者) 東大阪市水走4丁目6番25号
東大阪都市清掃施設組合
管理者 野田 義和

(受注者)